

令和6年度

小島小学校父母と教師の会
会則・細則

小島小学校父母と教師の会
会長 山崎 祐嗣

〒850-0822

長崎市愛宕1丁目4番16号

電話 (095)824-0321

小島小学校父母と教師の会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、小島小学校父母と教師の会と称しその事務局を小島小学校内に置く。

(組 織)

第2条 本会は、小島小学校に在学する児童の保護者及び教職員(以下「会員」という)をもって組織する。

第2章 目的・事業

(目 的)

第3条 本会は、会員が協力して小島小学校教育の振興と心身共に健全な児童の育成と会員の資質の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

- 第4条
1. 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 学校、家庭、地域社会との連絡・提携を密にし、教育的環境を整えること。
 - (2) 会員相互の親睦をはかり、研修につとめ、教養を高めること。
 - (3) その他教育上必要なこと。
 2. 前項の事業を推進するため、別に細則で定めるところにより、専門部を置くことができる。

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名以上
理 事	若干名
副 理 事	若干名
評 議 員	若干名
監 査	2 名

(選 出)

第6条 役員の選出は、次の方法による。

1. 会長・副会長及び監査は旧理事会において協議し、準備委員会を設けて推薦し新旧理事会において選出して、総会の承認を受ける。
2. 理事は各学年毎に委員の互選によって1名選出する。
副理事は各学年の委員の互選によって父母より1名選出する。
各学年の理事・副理事は学級担当委員を兼任する。
教師側理事は各学年代表者1名をあてる。

3. 評議員の選出は次の通りとする。

(1) 各学級担当委員は学級毎に3名選出し、専門部委員を兼任する。

(2) 専門部委員は各学級より選ばれた専門部員をあてる。

(3) 教師側委員は各学年より1名あてる。

4. 専門部の部長・副部长は理事及び副理事となり各部の専門部担当教師1名も理事となる。

(任 期)

第7条 1. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 監査を除く会長・副会長・庶務・会計の役を2年以上務めた場合、在学する兄弟姉妹の有無を問わずその後の役を全て免除する。

(職 務)

第8条 1. 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3. 理事は会務の執行にあたる他、当該学年、専門部の各種会合を主催する。

4. 副理事は理事の代行をする。

5. 評議員は学級、専門部、の目的推進にあたる。

6. 監査は会計を監査する。

7. 庶務・会計は理事会の一員として会計、事務に従事する。

(顧 問)

第9条 学校長は本会の顧問としてすべての会合に出席して意見を述べ、会務の執行及び活動について助言・指導を行うことができる。

第4章 総 会

(総 会)

第10条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(召 集)

第11条 総会は会長が招集する。

(通常総会)

第12条 通常総会は理事会の議決により学年度始めにおいて召集しなければならない。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は会長が必要と認めたとき、評議員会の議決により、又は会員の半数以上から開催の要望があった時召集することができる。

(総会の議決事項)

第14条 1. 会則の改廃

2. 毎事業年度の収支予算

3. 会費の賦課及び徴収の方法

4. 決算報告及び事業報告の承認
5. 役員選任の承認
6. その他重要事項

(総会の議決)

第15条 総会は出席会員をもって成立し、その議事は、出席会員の過半数で決する。ただし、前条第1号についてはこの3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

第5章 評議員会及び理事会

(評議員会)

第16条 1. 評議員会は第5条の定める役員をもって構成し、会長が招集する。
2. 評議員会は評議員の半数以上から開催の要望があった時、又は理事会が必要と認めたとき召集することができる。

(評議員会の議決事項)

第17条 1. 臨時総会の招集
2. 細則の制定及び改廃
3. 総会に提出する議案
4. 学年、学級運営上の必要な事項

(評議員会の議事)

第18条 評議員会は出席評議員をもって成立し、その議事は出席評議員の過半数で決する。

(理事会)

第19条 理事は会長、副会長、理事、副理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

(理事会の議決事項)

第20条 1. 評議員会の招集並びに総会及び評議員会に提出する議案
2. 評議員会の議決に基づく執行業務
3. 会務執行に関し、理事会において緊急と認めた事項
4. その他、会務運営上必要な事項

(理事会の議事)

第21条 理事会は構成員の半数をもって成立し、その議事は出席議員の過半数で決する。

第6章 会 計

(経 費)

第22条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

- 第23条 1. 会員は在学している子どもの人数に応じて会費を納付する。
1人目:3,000 円、2人目:2,000 円、3人目以降:1,000 円、教員:2,000 円
2. 前項の会費は一時払い又は分割払いとすることができる。

(会計年度)

- 第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雑 則

(専門委員会)

- 第25条 会務の目的遂行上必要があるとき、会長は理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

(細 則)

- 第26条 この会則に定めるものの他、この会則の施行に関し必要な事項は会長が評議員会の議決を経て細則で定める。

第8章 個人情報

(個人情報取り扱い)

- 第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

この会則は昭和 39 年4月1日から施行する。

(昭和 51 年 4 月 27 日一部改定)
(昭和 53 年 5 月 18 日一部改定)
(昭和 60 年 5 月 11 日一部改定)
(昭和 61 年 2 月 15 日一部改定)
(昭和 62 年 5 月 14 日一部改定)
(平成 9 年 11 月 20 日一部改定)
(平成 12 年 2 月 23 日一部改定)
(平成 14 年 4 月 24 日一部改定)
(平成 21 年 1 月 25 日一部改定)
(平成 24 年 1 月 29 日一部改定)
(平成 25 年 4 月 26 日一部改定)
(平成 28 年 4 月 28 日一部改定)
(平成 30 年 4 月 25 日一部改定)
(平成 31 年 4 月 24 日一部改定)
(令和 3 年 3 月 8 日一部新設)
(令和 5 年 4 月 12 日一部改定)
(令和 5 年 11 月 1 日一部改定)

学年部・専門部細則

第1条（目的）

この細則は、小島小学校父母と教師の会（PTA）の会則第4条第2項、第25条、第26条の規定に基づき専門部の設置及び学年部の活動上必要な事項ならびに会務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（専門部）

本会に次の専門部をおく。

1. 保健体育部
2. 校外指導部

第3条（部長等の任務）

1. 各部長はそれぞれの部を統括し、理事会の一員となる。
2. 副部長は理事会の一員となり、それぞれの部長を補佐し部長に事故があるときは職務を代行する。
3. 各部の部員は各学級における意見を代表すると共に各部の事業の計画、実践について周知徹底を図る。

第4条（専門部の事業）

各部は次の事業を行う。

1. 保健体育部は次の事業を行う。

- (1) 本会の教育活動の企画と実践に関する事項
- (2) 学校給食に関する事項
- (3) 児童及び会員の保健衛生及び健康増進に関する事項

2. 校外指導部は次の事業を行う。

- (1) 児童の校外生活の実態把握と指導に関する事項
- (2) 子供を守る運動（環境浄化、非行防止、危険防止、交通安全対策）の推進に関する事項
- (3) 児童の健全育成に関する地域諸機関との連絡協議

第5条（専門部の会議）

各部は必要に応じ部長が召集し、随時会合して事業計画並びに実践を図る。

第6条（学年部）

学年における学級選出委員（専門部員を含む）をもって構成し、学年毎に学年理事が統括する。

第7条（学年委員会）

学年における学級選出委員（専門部員を含む）をもって構成し、必要に応じ、学年理事が召集し主催する。

第8条（学級委員の任務）

1. 学級又は学年における委員および会員の親睦を図る。
2. 担当教師と密接な連絡によって学級又は学年の教育活動に協力する。
3. 理事会又は評議員会において決定した会務執行。
4. 学級 PTA、学年 PTA の円滑な推進。

第9条（学級 PTA）

学級における全会員をもって構成し、必要に応じて学級担当の委員が招集して主催する。

第10条（学年 PTA）

学年における全会員をもって構成し、必要に応じて学年理事が招集して主催する。

第11条（地区 PTA）

会長は必要に応じ、校外における児童の健全育成について地区会員を招集し、地区 PTA を主催する。

第12条（理事会の承認事項）

各部における事業計画は理事会の承認を得て遂行される。

第13条（事業等の報告）

各部の理事は、事業等について会長と副会長、庶務に事前に報告するものとする。

付 則

この細則は昭和 39 年 4 月 1 日から実施する。

（昭和 52 年 3 月 5 日一部改定）

（昭和 62 年 5 月 14 日一部改定）

（平成 12 年 2 月 23 日一部改定）

（平成 24 年 1 月 29 日一部改定）

（平成 27 年 4 月 28 日一部改定）

（令和 5 年 11 月 1 日一部改定）

長崎市小島小学校父母と教師の会慶弔規定

会員の慶弔に関する取り扱いは下記による。

第1条(児童及び保護者に関すること)

1. 児童及び保護者死亡の場合は、香典として、5000円をおくり弔電を打つ。
2. 児童及び保護者死亡の場合は、会長またはこれに代わる者が会を代表し、学級代表またはこれに代わる者が学級を代表して会葬し、弔意を表す。
3. PTA 活動に永年従事した保護者が通算5年以上務め終えた直後の通常総会時、表彰及び5000円相当の記念品を贈る。対象は、会長、副会長、庶務、会計、監査、学年理事・副理事、専門部部長・副部長、を通算5年以上務めた者とする。

第2条(教職員に関すること)

1. 教職員の転勤・退職に際しては、3000円相当の記念品をおくる。
2. 教職員及び配偶者死亡の場合は香典として、5000円をおくり弔電を打つ。
3. 教職員及び配偶者死亡の場合は、会長またはこれに代わる者が会を代表して会葬し、弔意を表す。
4. 教職員の父母(義父母を含む)、子の場合は弔電を打つ。

第3条(その他の慶弔及び見舞いに関すること)

1. 新入生・卒業生には、お祝いとして、花束等をおくる。
2. 会員の家屋が風水害や火災にあった場合及び上記の他、特別の事項が生じた場合は会長・副会長・顧問及び該当学級代表と協議の上処理することができる。ただし、事後に理事会の承認を得るものとする。

第4条(災害についての取り扱い)

1. PTA主催の各種会合および行事参加による災害については、会が加入している長崎県PTA活動安全互助制度に基づく取り扱いによるものとする。

付 則

この規定は、平成9年11月20日から実施する。

(平成19年5月1日一部改定)

(令和3年3月8日一部改定)